

第 14 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。